

第5次太宰府市地域福祉計画及び第6次太宰府市障がい者プラン 策定支援業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、太宰府市（以下、「委託者」という。）が発注する第5次太宰府市地域福祉計画及び第6次太宰府市障がい者プラン策定支援業務について、専門的な知識や経験等を有する事業者から広く提案を受け、業務の実施に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務名、業務概要、限度額並びに履行期間及び場所

(1) 業務名：

- ①第5次太宰府市地域福祉計画（成年後見制度利用促進計画及び地方再犯防止推進計画を含む。以下、「地域福祉計画」という。）策定支援業務
- ②第6次太宰府市障がい者プラン（太宰府市障がい福祉計画（第8期）及び太宰府市障がい児福祉計画（第4期）を含む。以下、「障がい者プラン」という。）策定支援業務

(2) 業務概要：

①地域福祉計画策定支援業務

ア 資料の調査分析

(ア) 各種統計資料の調査分析

(イ) 既存計画書等文献・既存社会資源調査の分析

(ウ) 国・県などとの関連性調査

(エ) その他各種調査結果の分析

イ 基礎調査及び分析

(ア) 地域福祉に関する市民アンケート調査、分析

(イ) 関係団体等へのヒアリング調査、分析

(ウ) 福祉分野に関する分野別課題調査、分析

ウ 地域福祉計画の策定支援

(ア) 施策の実施状況の評価、課題整理

(イ) 基本理念・目標・体系の検証

(ウ) 推進委員会等の運営支援

(エ) 第5次地域福祉計画案作成支援

エ 計画書及び概要版の作成

オ 成果品のデータ納品

②障がい者プラン策定支援業務

ア 資料の調査分析

(ア) 各種統計資料の調査分析

(イ) 既存計画書等文献・既存社会資源調査の分析

- (ウ) 国・県などとの関連性調査
- (エ) その他各種調査結果の分析
- イ 基礎調査及び分析
 - (ア) 障がい福祉に関する市民アンケート調査、分析
 - (イ) 関係団体等へのヒアリング調査、分析
 - (ウ) 障がい福祉サービス事業所等調査、分析
- ウ 障がい者プランの策定支援
 - (ア) 施策の実施状況の評価、課題整理
 - (イ) 基本理念・目標・体系の検証
 - (ウ) 推進協議会等の運営支援
 - (エ) 第6次障がい者プラン案作成支援
- エ 計画書の作成
- オ 成果品のデータ納品
- (3) 限度額：（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - ①地域福祉計画策定支援業務
 - 令和7年度：3,100千円、令和8年度：4,030千円
 - ②障がい者プラン策定支援業務
 - 令和7年度：1,900千円、令和8年度：3,470千円
- (4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所：太宰府市健康福祉部福祉課

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程（平成7年告示第5号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 有資格者名簿（太宰府市競争入札に参加する者の資格等に関する規程第4条に規定するものをいう。以下同じ。）に掲載されていること。ただし、資格登録のないものについては、次に掲げる書類を提出した場合はこの限りではない。
 - ①臨時太宰府市競争入札参加資格申請書
 - ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）
 - ③市税の滞納がないことの証明書
 - ④消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
 - ⑤役員名簿（様式第1号）

※①及び⑤の書類については、提案者からの求めに応じて事務局よりメールにて送付する。
- (3) 有資格者名簿に登載されている者にあつては、次の期間において、太宰府市指名停止等の措置に関する規則（平成21年規則第27号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
 - ①公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加申込書（様式第2号。以

下、「参加申込書」という。)の提出期限から受託候補者の特定の日まで。

また、有資格者名簿に登載されていない者にあつては、当該規則の別表各号に掲げる要件に該当せず、太宰府市暴力団排除条例に基づき役員名簿を福岡県警察本部(筑紫野警察署)に照会した際、該当していないものとする。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次の①から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始もしくは更生手続き開始の申立がなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始若しくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。

(6) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。

(7) 人口5万人以上の自治体において、同種の計画書策定を支援した実績があること。

4 参加申し込み

プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、提出書類を審査した結果、欠格事由にあたることが判明した場合は、提案審査を行わない。

(1) 提案内容に関する事項：別紙1「第5次太宰府市地域福祉計画及び第6次太宰府市障がい者プラン策定支援業務仕様書」のとおり

(2) 提出書類：別紙2「提出書類一覧」のとおり

(3) 提出期間：令和7年9月8日(月)～9月26日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出部数：各1部(一部の書類については、正本1部、副本11部とする。詳細は別紙2「提出書類一覧」下部を参照)

(5) 提出方法：郵送又は持参にて事務局あてに提出するものとする。

5 提案者の欠格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があつた場合。

(2) 審査の透明性・公平性を害する行為があつた場合。

- (3) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。
- (4) 提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。
- (5) 提案が仕様書の内容を満たしていない場合。

6 業務全体スケジュール（予定）

受託候補者の選定に係るスケジュールは以下のとおりである。

内容	日程（予定）
質疑書の提出期限	令和7年9月12日（金）午後5時
質疑に対する回答	令和7年9月18日（木）
参加申込・企画提案書の提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時
プレゼンテーション審査	令和7年10月14日（火）、15日（水）
審査結果の通知	令和7年10月17日（金）頃
契約締結	令和7年10月22日（水）頃

7 質疑

質疑がある場合は、質疑書を提出すること。提出方法は、以下のとおりとし、その他の方法による提出や提出期限を過ぎた質疑は受け付けないものとする。

- (1) 提出期間：令和7年9月8日（月）～9月12日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法：質疑書（様式第3号）を用いて、下記のメールアドレスに送付すること。メールの表題は、「地域福祉計画及び障がい者プラン質疑書（事業者名）」とすること。
- (3) 回答予定日：令和7年9月18日（木）
- (4) 回答方法：太宰府市公式ホームページ（以下、「市ホームページ」という。）への掲載にて回答する。

8 プロポーザルの辞退

本プロポーザルを辞退する場合は、以下のとおり「プロポーザル参加辞退届」（様式第10号）を提出すること。なお、提出された提案書等は返却しないものとする。

- (1) 提出書類：「プロポーザル参加辞退届」（様式第10号）
- (2) 提出方法：郵送又は持参にて事務局あてに提出するものとする。
- (3) 提出期限：令和7年10月2日（木）午後5時まで（必着）

9 プレゼンテーション審査の実施

提案書等の内容について、以下のとおりプレゼンテーションを行い、第5次太宰府市地域福祉計画及び第6次太宰府市障がい者プラン策定支援業務公募型プロポーザル方式審査委員会にて審査する。審査にあたっては、提案書等の説明及び質疑応答も考慮したうえで、評価項目の採点を行い、得点を算出する。最高得点者を第1受託候補者とし、次点者を第2受託候補者として選定する。最高得点者が複数ある場合は、提案書等を基に審査委員会で協議し選定する。

また、実施日時については、事務局より個別に電話又はメールにて連絡し、文書にて通知を行う。審査結果については、市ホームページに公表するとともに、提案者ごとに文書にて通知する。

なお、市ホームページでは第1受託候補者のみ事業者名を公表するものとする。

- (1) 実施日：令和7年10月14日（火）、15日（水）（予定）
- (2) 実施場所：太宰府市役所3階庁議室（予定）
- (3) 実施時間：9月29日（月）以降、提案者ごとに文書にて通知する。
- (4) 出席者：1者につき3名までとし、統括責任者となる予定の者は原則出席するものとする。
- (5) その他：プレゼンテーションは提出した提案書等を基に行うものとし、追加資料等の配付は認めない。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン、プロジェクターによる説明映像の放映は可能とする。この場合、電源及びスクリーンは事務局にて用意するが、パソコンその他の機器等は、提案者が用意するものとする。

10 評価項目及び審査基準

別紙3「評価項目等一覧」のとおり

11 その他・留意事項

- (1) プロポーザルの提案は1者につき1案とする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は原則として返却しない。
- (4) 提出期限後の書類等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会等から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (5) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (6) 提出された書類等は、「太宰府市情報公開条例」等関連規定に基づき、公開することがある。
- (7) 提出された書類等は、提案内容の審査及び受託候補者の特定以外の目的に提案者に無断で使用しない。
- (8) 提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (9) 本プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 契約に際しては、提案内容を基に受託者と協議のうえ業務仕様書を作成する。
- (11) 選考結果に対する異議申し立ては一切受け付けないものとする。
- (12) 本プロポーザルの参加を辞退したものについて、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを行わない。
- (13) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

12 事務局

〒818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市健康福祉部福祉課福祉政策係 担当：門谷、松尾（地域福祉計画）

障がい福祉係 担当：江藤、岩永（障がい者プラン）

電話：092-921-2121 メールアドレス：fukushi@city.dazaifu.lg.jp